

公 示

令和7年度整備管理者選任後研修の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第3条の5に規定する整備管理者研修を下記のとおり実施するので公示する。

令和7年9月5日

中国運輸局島根運輸支局長

小早川 雄二



記

1. 研修対象者

自動車運送事業の整備管理者（道路運送車両法第50条の規定により選任されている整備管理者に限る。）であって、次に掲げる者

（1）今年度新たに選任された者（※）

（ただし、今年度に整備管理者選任前研修を受講した者はこの限りでない。）

（※）新たに選任された者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。

（2）令和6年度整備管理者選任後研修を受講していない者

2. 研修日時及び場所

（1）日時：令和7年11月25日（火） 14：00～16：30

場所：出雲市民会館 301会議室

出雲市塩冶有原町2-15

（2）日時：令和7年12月3日（水） 14：00～16：30

場所：公益社団法人島根県トラック協会西部研修会館

浜田市下府町327番1-14

（3）日時：令和7年12月11日（木） 14：00～16：30

場所：島根県民会館 3階大会議室

松江市殿町158

※ 各会場とも受付は開始時刻30分前から行います。

3. 受講申込み及び申込締め切り日

研修会を受講される方は、中国運輸局ホームページに掲載している整備管理者選任後研修専用予約システム <https://seminar-reservation.jp/seminar> に令和7年9月1日以降アクセスし、申し込みをお願いします。(別紙、オンライン予約の概要)

なお、島根県トラック協会及び島根県旅客自動車協会に加入している協会員の方は、各協会へ直接の申し込みとなります御注意ください。

締め切り日：令和7年10月14日（火）

※定員を超えると調整させていただく場合があります。

4. 携行品その他

- ・筆記用具、身分証明書
 - ・受講する際に、別途研修資料代（金額調整中）を御持参ください。
- ※参考昨年2000円

5. 注意事項

- ・研修開始時刻に遅れた場合、又は途中で退席された場合は研修を修了したこととなりませんので御注意ください。